

1. 目的

本指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、障がいのある学生に対する修学支援に関して必要な事項を定めることにより、障がい学生支援の推進を図るとともに、障がいの有無に関わらず全ての学生が同等に修学できる環境の整備を目指すことを目的とする。

2. 基本方針

愛知学院大学及び短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神である「行学一体」「報恩感謝」を基盤として、自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人材の育成を目標に掲げ、教職員が一体となって「修学・学生生活・進路支援」に取り組んでおり、ダイバーシティ（多様性）推進の一つとして、自主性を尊重しつつ、障がい学生に対しても障がいのない学生と平等に学生生活を送れるよう修学機会を確保する。

3. 支援活動

（1）支援の対象者

障がいのある本学学部生、短期大学部生及び大学院生並びに本学に入学を希望する障がいのある者。

（2）支援対象となる障がいの範囲

身体障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、知的障がい、その他の心身の機能に障がいがある者であって、いわゆる障害者手帳所持の有無を問わない。

（3）支援内容

- ①入学試験（受験時等）
- ②修学支援（授業、試験等教務事項）
- ③学生生活支援（課外活動、学校行事等学生支援）
- ④進路支援（就職相談、就職説明会等）
- ⑤その他、学生・保証人からの要望により本学が支援可能と判断したもの

（4）支援体制

入学前あるいは入学後、支援を要望する学生とその保証人からの相談内容に基づき、当該学部長、教養部長及び短期大学部科長（以下、「学部長等」という。）を始め、入学試験・修学・学生生活・進路支援を担当する部課所等が、要望内容に対する支援可能な事項についての話し合いを行い、学生・保証人と本学双方の合意による内容の支援を行う。特に受講科目や授業内容によって何らかの支援や配慮が必要な場合は、学部長等を通じて科目担当者に連絡し、関係者が協同して障がい学生の学習・教育環境の整備を図る。

本学の障がい学生支援に関わるすべての関係者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び「本学の個人情報保護に関する取組みについて」に従い、障がい学生の個人情報の保護に最大限の配慮を行う。

(5) 相談窓口

障害学生とその保証人からの相談に応じるため下記の窓口を設け、必要に応じて関係部課所と連携を図り、対応可能な支援を行う。

【入学前】

入試センター

【入学後】

日進キャンパス：教務課、学生課、キャリアセンター、保健センター、学生相談センター、
及び当該学部・教養部教務主任室

名城公園キャンパス：名城公園キャンパス事務室、キャリアラウンジ及びメディカルルーム

楠元キャンパス：薬学部事務室、歯学部事務室、短期大学部事務室及び保健室

附則

- 1.令和元年12月1日より施行
- 2.令和4年4月1日より施行